

## ARCH (Advocacy and Research Centre for Homelessness)

### 会則

#### (名称)

第1条 本会の名称は ARCH (アーチ) とする。ARCH は「Advocacy and Research Centre for Homelessness」の略称である。

#### (事務所)

第2条 本会の事務局は、東京都江戸川区本一色2-4-1に置く。

#### (目的及び組織)

第3条 本会は、ホームレス問題に関する調査研究、市民参加の場の創出、ネットワーキング、発信、アドボカシー活動等を行う非営利任意団体であり、以下を目的として2015年10月7日に設立する。

- 一. 市民一人ひとり、意志ある企業人や行政職員がホームレス問題について知恵を出し、個人または組織として行動を起こし、芽生えた多様な活動が公共を形作るように地域や都市を再編する
- 二. 都市や地域にある公共空間が、路上に行き着かざるを得なかった人々に受け止めることのできる空間となるよう理念やデザインに働きかける
- 三. 上記の都市をつくること自体がホームレス問題の解決であるという新たな枠組みに向かって私たち一人ひとりが変わり、その価値を世界中の都市に還元する

#### (事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民参加型ホームレス実態調査の実施
- (2) 多様なプレイヤーの参加や対話、学びの場となる会合やイベントの実施
- (3) ホームレス問題解決に向けた知恵や行動を共有するオンラインプラットフォームの開発
- (4) ホームレス問題への取り組みに関する研究および政策提言
- (5) 講演・メディア等を通じた情報発信および啓発
- (6) ホームレス問題に取り組む海外諸都市のプレイヤーとの情報交換・ネットワーキング

#### (会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする

(入会)

第6条 会員として入会する者は、入会を申し込み、総会の承認を得るものとする

(退会)

第7条 退会しようとする会員は、事務局に対して文書によって意思表示し、任意に退会することができる。

2 会員が本会の信用を著しく損ねたとき、あるいは目的に反する行為をしたときは、総会の決議によって除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名の手続きについては、総会において別に定める。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、監査役1名

2 第1項に定める役員は、総会において会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠席のときはその職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第11条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 補助金、助成金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第13条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催する。ただし、必要があるときには臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の半数以上の出席により成立する。

(会則の変更)

第14条 この会則の変更は、総会において、出席者の4分の3以上の承認を必要とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この会則は、2015年10月7日より施行する。
- 2 この会則は、2019年6月5日、一部改定を実施した。